

3. 耐震化及び減災化の促進を図るための取組

住宅の耐震化の促進

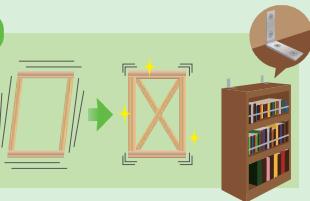
- ・住宅の耐震診断、耐震改修補助事業の実施
- ・補助金の代理受領制度の周知
- ・木造住宅や空き家の除却補助事業の実施
- ・強化する視点 F
- ・国の支援等の情報提供や、リフォームと耐震改修をあわせた工事事例の紹介
- ・強化する視点 F

建築物の耐震化の促進

- ・耐震診断義務付け建築物の耐震診断、耐震改修補助事業の実施
- ・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断補助事業の実施
- ・建替や、除却の支援のあり方の検討
- ・強化する視点 F

住宅・建築物の減災化の促進

- ・段階的耐震改修補助事業、耐震シェルター設置への補助事業の実施
- ・家具等の転倒防止対策、電気火災対策の周知
- ・非構造部材の落下防止対策及びエレベーター等の安全対策の周知



愛知県建築物地震対策推進協議会
(行政と建築関係団体)



愛知建築地震灾害低減システム研究協議会
(大学、行政、建築関連団体)

人材育成

- ・木造住宅耐震診断員、耐震化アドバイザー、あいち耐震改修推進事業者及び低価格耐震改修工法を活用できる事業者等の育成と強化
- ・強化する視点 B
- ・強化する視点 C
- ・強化する視点 D
- ・耐震担当行政職員の育成と連携強化
- ・強化する視点 H



普及啓発

- ・高齢の所有者に対する普及啓発の強化
- ・強化する視点 A
- ・インターネットを積極的に活用した普及啓発の実施
- ・強化する視点 B
- ・分かりやすいパンフレットの作成
- ・強化する視点 B
- ・低価格耐震改修工法の開発・評価及び県民への周知
- ・強化する視点 D
- ・強化する視点 E



市町村との連携

- ・市町村の相談窓口の充実
- ・強化する視点 G
- ・市町村の出前講座等の支援
- ・耐震診断戸別訪問や、相談会等の支援
- ・行政職員による意見交換会や、研修会の実施
- ・強化する視点 H

問い合わせ先

愛知県建築局公共建築部住宅計画課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
URL:<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/>

TEL:052-954-6549(ダイヤルイン)
E-Mail:jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



愛知県

建築物耐震改修促進計画

～あいち建築減災プラン2030～

概要版



令和3年3月



1. 計画の基本的事項

区 域 愛知県全域

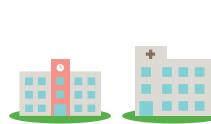
期 間 2021(令和3)年度 → 2030(令和12)年度

対象建築物 すべての住宅・建築物（特に、1981(昭和56)年5月31日以前に着工された住宅、耐震診断義務付け建築物及び特定既存耐震不適格建築物）

住 宅 戸建住宅及び共同住宅（長屋含む）



耐震診断義務付け建築物



要緊急安全確認大規模建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等



要安全確認計画記載建築物

防 灾 上 重 要 な 建 筑 物

指定避難所*（地震時に使用するもので、指定緊急避難場所と重複しているものを除く）、災害拠点病院及び輪番制参加病院

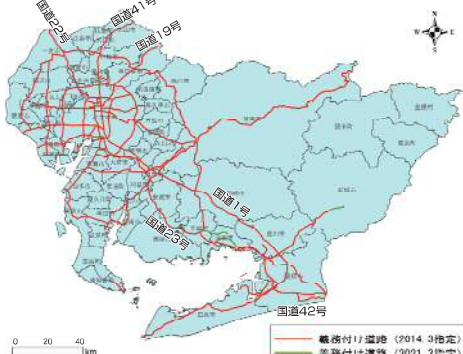
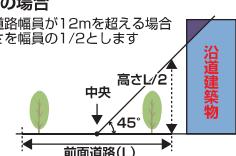
*指定時に市町村により耐震性があると確認されたものを除く

通 行 障 壁 既 存 耐 震 不 適 格 建 筑 物

県が指定する耐震診断義務付け道路の沿道に建つ建築物で、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物及び組積造の塀

前 面 道 路 の 過 半 を 閉 塞 す る 恐 れ の あ る 建 筑 物 等 の 要 件

耐 震 診 断 義 务 付 け 道 路



特 定 既 存 耐 震 不 適 格 建 筑 物

建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に示される建築物で、以下に示す建築物のうち、一定の規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、同法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く）

a 多数の者が利用する建築物

b 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

c 耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物



2. 計画の方針

耐震化の目標

対象建築物	現状	目標		
		2020年度	2025年度	2030年度
住 宅	耐震化率 91.2%	➡ 95%		
	耐震性が不十分なもの 272,900戸	➡ 概ね解消		
要緊急安全確認大規模建築物	耐震性が不十分なもの 33棟	➡ 概ね解消		
要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 筑 物	耐震性が不十分なもの 防災上重要な建築物 通行障害既存耐震不適格建築物 12棟 401棟	➡ 概ね解消 ➡ 半数解消		

減災化の目標

住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る

現状の主な課題とこれまでの取組に対する新たな視点・強化する視点

主な課題	新たな視点・強化する視点
①耐震診断や耐震改修に消極的な住宅所有者（特に高齢者）に対する、効果的な周知・啓発の取組を進める必要がある。	A 高齢者に対する普及・啓発手法の検討
②耐震診断件数に対し、耐震改修件数の割合が、高くない状況を踏まえ、診断から改修へと「つなぐ」手法を検討する必要がある。	B 県民への耐震改修事業に関する積極的な情報提供
③「工事コスト」を低減する手法や支援等についての情報提供、事業者が積極的に活用できるような技術支援などの取組を進める必要がある。	C 耐震診断員から所有者に耐震改修を働きかける取組の強化
④築年数からくる老朽化等から耐震改修費が増加する傾向があることから、改修費の低廉化とともに、建替を促進する取組を検討する必要がある。	D 技術者の工事コストの意識や低価格工法の理解・技術の向上に向けた取組の促進
⑤民間建築物の耐震化や減災化を促進する取組について検討する必要がある。	E 県民への低価格耐震改修工法の積極的な情報提供
⑥県及び市町村職員等の耐震化や減災化に対する知識、技術力の向上とフォローアップを図る取組を進める必要がある。	F 耐震改修以外の支援の在り方を検討
⑦建築物の所有者向けの耐震・減災支援体制の強化	G 建築物の所有者向けの耐震・減災支援体制の強化
⑧行政職員の技術や意識を高めるための取組の促進	H 行政職員の技術や意識を高めるための取組の促進